

居宅療養管理指導
「医療法人善恵会長屋病院」利用のご案内（重要事項説明書）

1 事業所の概要について

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 事業所名 | 医療法人善恵会 長屋病院 |
| ② 所在地 | 愛知県豊橋市八町通三丁目119番地 |
| ③ 事業所番号 | 第2312002971号 |
| ④ 指定年月日 | 平成12年4月1日 |
| ⑤ 開設者 | 理事長 長屋 孝美 |
| ⑥ 連絡先（電話番号） | 0532-52-3763 |
| （ファックス番号） | 0532-53-4800 |

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>1 長屋病院が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>

3 従事者体制及び営業日・営業時間について

従業者の職種	員数	サービス提供日及び提供時間
医師	常勤1人以上	月～金 9:00～18:00 土 9:00～12:00 ※日曜日、祝日及び12/30～1/3、8/1を除く
歯科医師	非常勤1人以上	
薬剤師	常勤1人以上	
管理栄養士	常勤1人以上	

4 利用料について

- ① 別紙のとおりとする。
- ② 利用者負担金は、原則として介護保険の給付対象となる項目については利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、給付対象外の項目については全額自己負担となります。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- ③ 利用者負担金は、サービス提供の翌月13日頃までに請求書をお知らせいたしますので、利用者負担の内容を照合の上、請求月の20日までに長屋病院外来受付でお支払いください。（施設入所者の方は施設よりご案内します）

5 相談・苦情の窓口について

利用されているサービス等に関して、ご相談・苦情がある場合は、お気軽にお申し出ください。

- ① 長屋病院の相談・苦情の窓口
 相談・苦情担当者： 地域連携室「Z-MCR」
 電話番号：0532-52-3763
 ファックス番号：0532-53-4800
- ② 行政機関その他苦情受付機関
 （東三河広域連合の窓口）
 東三河広域連合介護保険課 電話番号：0532-26-8471
 （公的団体の窓口）
 愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談受付窓口
 電話番号：052-971-4165

6 事故発生時の対応について

事故発生の際は迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び居宅支援事業者、並びに東三河広域連合介護保険課に連絡をとり、事故の原因を解明し再発防止の対策を講じます。

なお、サービスの提供にあたり事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償いたします。

7 個人情報の使用と公開について

ご利用者及び、そのご家族に関する個人情報については、生命・身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。

また、従業者が業務上知り得た個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。

ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下でご利用させていただくことがあります。

8 身体拘束等について

原則として自傷他害の恐れのある緊急やむを得ない場合以外は、利用者に対し身体拘束を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

9 ハラスメントの防止対策について

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(3) ハラスメントとは、職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるものとします。

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるように努めます。

1.1 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業所においては、月に一度感染対策委員会を開催し、感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討し、その結果を従業員に周知徹底します。

1.2 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の措置を講じます。

(1) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上実施します。

(2) 虐待防止のために対策を検討する委員会を年1回以上開催します。

(3) 虐待防止のための指針を作成し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現することに努めます。

事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

令和 年 月 日

指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に際し、利用者及びご家族に対し本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)
住 所 愛知県豊橋市八町通三丁目119番地
法 人 名 医療法人善恵会
代 表 者 理事長 長 屋 孝 美 印

事 業 所 名 医療法人善恵会 長屋病院
説 明 者 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

(利用者)
住 所

氏 名 印

(署名代行者)
住 所

氏 名 印 続柄 ()

(身元引受人)
住 所

氏 名 印 続柄 ()